

朝 監 発 第 29 号
平成 28 年 8 月 26 日

朝 日 町 長 鈴 木 浩 幸 殿

朝日町監査委員 阿 部 憲 明



朝日町監査委員 柴 田 喜久雄



平成 27 年度財政健全化・経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の適正化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

平成27年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成28年7月29日

3 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

| | 健全化判断比率 | 平成27年度 | 早期健全化基準 |
|---|----------|--------|---------|
| ① | 実質赤字比率 | — | 15% |
| ② | 連結実質赤字比率 | — | 20% |
| ③ | 実質公債費比率 | 0.9% | 25% |
| ④ | 将来負担比率 | — | 350% |

平成27年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成28年7月29日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

| | 特別会計名 | 平成27年度 | 経営健全化基準 |
|---|------------|--------|---------|
| ① | 水道事業会計 | — | 20% |
| ② | 病院事業会計 | — | 20% |
| ③ | 集落排水事業特別会計 | — | 20% |